※郵送で提出される場合は、世帯主の身元を確認する書類(免許証等)の写しを必ず同封してください

特別の事情に係る届出書

(あて先)福岡市 区長

被保険者証の交付を受けていた時期において、下記のとおり国民健康保険料を納付することが困難な特別の事情が発生し、現在もその影響を受け、納付が困難なため届け出ます。

※ 国民健康保険法施行令第1条各号(裏面参照)に該当し、納付について相当の困難性が認められる場合には、 資格証明書の交付対象から除外し、被保険者証(短期証)を交付することがあります。本届出書はその決定に必要 ですので、内容はできるだけ詳しく記入してください。

III III: \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	住所														
世帯主	氏名														
被保険者							電紅亚	п.							
記号番号 電話番号															
①↓世帯主	①↓世帯主や生計を一にする親族について、該当する項目を選択し、すべて〇で囲んでください														
Α	病気にかかった・・・負傷した														
В	震災、風水害などの自然災害 ・ 火災 ・ 交通事故 ・ 盗難、詐欺、横領などの人為的災害														
С	事業に著しい損失が出た														
D	事業を廃止した ・ 事業を休止した ・ 転業した														
Е	勤務先が倒産した ・ 解雇された ・ 諸事情により大幅に収入が減少した など														
※ 不動	動産や自動	加車の取	得による	ローン、	借金	窓の返済、	子どもの	D教育費	等に	は届出の対	対象にな	なりま	せん。		
② 詳しい	② 詳しい内容を教えてください														
誰	誰が氏名					世帯主 との続柄		氏名					世帯主 この続柄		
いつから (分かる範囲)			平成 令和	年	月					平成 令和	年	月	8		
いつまで			成を			 日・現在も	- 継続巾		区成	年	 月	п.	現在も継続に	ħ	
(分かる範囲) ①の該当項目		Ť.	和 +	/3				î	計和		/3				
(A~E															
どんな (具体的															
③ 現在の生計状況を詳しく教えてください															
家族構成						世帯主の	の勤務先								
月収				円		(世帯主	(世帯主		円		/ 世帯員		円)		
支出 (1月あたり)	食費			円	水光熱				円 住居費			F		円	
	 教育費			円	通信費				円	その他	その他			円	
その他収支状況での事情															
			1												
番号確認		□通知•住		□その他		代理権	□委任状	□ž	との他	()			
身元確認	□カード□保険証	□免許 □年金	□旅券 □住民票	□障手帳 □戸籍	******	/カード 書 □そ0	 D他(******************)						

- ※ 上記内容を確認できる書類などの提示をお願いする事があります。その際は速やかに提出をお願いします。
- ※ 特別の事情があると認められた場合でも保険料の納付義務がなくなるわけではありません。 納付方法については窓口で相談してください。

国民健康保険法(法律) ※抜粋

- 第9条 3 市町村は、保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から厚生 労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合に おいては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情がある と認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し 被保険者証の返還を求めるものとする。
 - 4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

国民健康保険法施行令(政令) ※抜粋

- 第1条 国民健康保険法第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に 掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。
 - 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。
 - 二世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - 三 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - 四世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - 五 前各号に類する事由があつたこと。

国民健康保険法施行規則(厚生労働省令) ※抜粋

- 第5条の6 法第九条第三項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。
- 第5条の7 市町村は、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知しなければならない。
 - 一 法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求める旨
 - 二 被保険者証の返還先及び返還期限
 - 第5条の8 世帯主は、市町村から求めがあつた場合において、令第一条に定める特別の 事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出し なければならない。
 - 一 世帯主の氏名、住所及び個人番号
 - 二 保険料を納付することができない理由
 - 三 被保険者証の記号番号
 - 3 市町村は、必要に応じ、前二項の届書に、特別の事情があることを明らかにする 書類を添付するよう求めることができる。
- ※ 以上の条文は、読みやすくするため、制度の目的をゆがめない程度で () 書き文言の削除などの加工を施していますので、ご了承ください。